

○北陸地方整備局告示第百二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十年十月二十八日

北陸地方整備局長 吉野 清文

第1 起業者の名称 富山県

第2 事業の種類 富山県消防学校改築事業及び富山県防災拠点施設（仮称）新築事業並びにこれらに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 富山県富山市惣在寺地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

富山県消防学校改築事業及び富山県防災拠点施設（仮称）新築事業並びにこれらに伴う市道付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、富山県消防学校改築事業及び富山県防災拠点施設（仮称）新築事業（以下「本体事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号の市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業のうち、富山県消防学校改築事業は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第51条第1項及び富山県行政組織規則（平成6年規則第14号）第80条の規定により、消防学校と定められている施設を整備する事業であり、また、富山県防災拠点施設（仮称）新築事業については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき作成された「富山県地域防災計画」（以下「防災計画」という。）において、防災拠点施設を整備することとされていることなどから、起業者である富山県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

富山県における現在の消防学校（以下「現消防学校」という。）は、昭和45年に設置されて以来、今日に至るまで県下の消防職員及び消防団員（以下「消防職団員」という。）の育成に寄与してきた。

しかしながら、現消防学校は、建築後37年が経過しているため老朽化が進行するとともに、敷地が狭隘であるため、「消防学校の施設、人員及び運営の基準」（昭和46年消防庁告示第1号）（以下「施設基準」という。）に基づいた教育訓練施設などを整備できない状況にあり、消防職団員への教育訓練が十分に行えていない。また、今日の消防は、建物の高層化や地下街の広がりなどに伴い複雑化、多様化及び大規模化する各種災害への対応として、「消防学校の教育訓練の基準」（平成15年消防庁告示第3号）（以下「教育訓練基準」という。）に基づく教育訓練をより高度で専門的なものとして実施することが求められているが、現消防学校においては、訓練塔などの設備が整っていないため、実際の火災現場を想定した高所救助訓練、低所救助訓練及び検索救助訓練などが十分に行えていない状況にある。一方、県民の防災意識の高揚、地域防災力の向上を図るとともに、災害発生時には被害を最小限に抑えるための災害応急活動の支援拠点となる防災拠点施設については、防災計画にもその整備の促進が位置付けられているものの、富山県においては未整備のままである。

本件事業の完成により、消防学校は施設基準を満たすため、教育訓練基準に基づく教育訓練の実施が可能となり、また、より高度で専門的な教育訓練の実施も可能となることから、消防職団員の消防活動能力の向上が図られ、近年において複雑化等する各種災害への対応も見込まれる。さらに、防災拠点施設が整備されることにより、災害発生時には、災害対策本部のバックアップ機能、ヘリポート機能及び備蓄機能を備えた応援の後方支援基地として、迅速で円滑な災害対策活動が可能となるとともに、平常時には、県民の防災意識の高揚と自己啓発のための教育の場などを提供することが可能となることから、地域防災力が強化されることになる。加えて、消防学校と防災拠点施設を一体的に整備することで、平常時・災害時を問わずに機能する消防防災対策の中核施設となることが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため実施されていないが、起業者が事業認定申請に当たり任意で行った調査によると、本件事業地内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件事業地内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、老朽化が進行した現消防学校を改築し、教育訓練機能の充実・強化を図ることなどに加え、大規模災害時には後方支援拠点になるとともに、平常時には県民に防災意識を普及啓発する防災拠点施設を新築する事業である。

本件事業の起業地については、先ず現消防学校の敷地を拡張する案が考えられるが、周辺には住宅・店舗等が存し、本件事業に必要な用地を確保するためには、これら多数の住宅等の移転を要するなど社会的影響が大きい。したがって、本件事業については、新たな土地である富山市福居地内、同市小中地内及び同市惣在寺地内（申請案）の3つの候補地を選定したうえで比較検討が行われており、大規模災害時の受援機能の確保が望める富山県総合運動公園が近隣にあること、災害による被害を受けやすい地形・地盤ではないこと、各種法令等に基づく建築制限をクリアできること、造成工事が容易であること及び事業費が最も安価であることなど、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に判断すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現消防学校においては消防職団員への教育訓練に支障をきたしていること、防災拠点施設は未整備であることから、できるだけ早期に本件事業の完成を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
富山県富山市役所